四　商品市場における相場等に係る変動により商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合には、その旨及びその理由

五　前各号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定めるもの

（商品先物取引仲介業者と密接な関係を有する者の範囲）

第三十七条　法第二百四十条の十五の政令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者（法第二百四十条の三第一項第四号に規定する所属商品先物取引業者をいう。）、銀行その他の主務省令で定める者を除く。

一　当該商品先物取引仲介業者（個人である者に限る。）の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

二　当該商品先物取引仲介業者の役員又は使用人（前号に掲げる者を除く。）

三　当該商品先物取引仲介業者が支配関係（他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含む。）を保有している関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係をいう。次号並びに第四十六条第二号及び第三号において同じ。）を有する法人

四　当該商品先物取引仲介業者（法人である者に限る。次号において同じ。）に対して支配関係を有する法人

五　当該商品先物取引仲介業者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（第二号に掲げる者を除く。）

六　前各号に掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者

（商品先物取引仲介業者について準用する法の規定の読替え）

第三十八条　法第二百四十条の十七の規定により商品先物取引仲介業者について法第二百十五条の規定を準用する場合においては、同条中「商品取引契約」とあるのは「商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約」と、「商品先物取引業を」とあるのは「商品先物取引仲介業を」と読み替えるものとする。

（勧誘方針の策定を要しない者等）

第三十九条　法第二百四十条の十九の規定により準用する金融商品の販売等に関する法律第九条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の設立行為をもつて設立された法人であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。

2　法第二百四十条の十九の規定により準用する金融商品の販売等に関する法律第九条第三項に規定する政令で定める方法は、商品先物取引仲介業者の本店等において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。

一　商品先物取引仲介業者が、その支店等において商品先物取引仲介行為を行う場合　商品先物取引仲介行為を行う支店等ごとに、勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法

二　商品先物取引仲介業者が、自動送信により商品先物取引仲介行為を行う場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　勧誘方針を自動送信する方法

（商品先物取引仲介業者が行う商品先物取引仲介行為について準用する金融商品の販売等に関する法律の規定の読替え）

第四十条　法第二百四十条の十九の規定により商品先物取引仲介業者が行う商品先物取引仲介行為について金融商品の販売等に関する法律第九条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合」とあるのは、「場合」と読み替えるものとする。

第十二条の三の見出し中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「受託契約」を「商品取引契約」に改め、同条中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「受託契約」を「商品取引契約」に、「特定顧客」を「場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合」に、「商品取引所法第二百十八条第一項の主務省令で定める者」を「場合」に改め、同条を第三十三条とする。

第十二条の二第一項中「除く」の下に「。第三十九条第一項において同じ」を加え、同条第二項中「商品取引員の本店」を「商品先物取引業者の本店又は主たる事務所」に、「にあつては、国内における主たる営業所」を「又は外国に住所を有する者にあつては、国内における主たる営業所又は事務所」に、「この項並びに第二十九条第一項第四号及び第三項において同じ」を「本店等」という」に改め、同項第一号中「商品取引員が、支店その他の本店以外の営業所」を「商品先物取引業者が、その本店等以外の支店その他の営業所又は事務所」に、「にあつては、国内における従たる営業所」を「又は外国に住所を有する者にあつては、国内における従たる営業所又は事務所」に改め、「この号並びに第二十九条第二項及び第三項において」を削り、「受託契約」を「商品取引契約」に改め、同項第二号中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、「この号」の下に「及び第三十九条第二項第二号」を加え、「受託契約」を「商品取引契約」に改め、同条を第三十二条とする。

第十二条を削る。

第十一条の見出しを「（商品取引契約の締結前の書面等に係る情報通信の技術を利用した提供又は通知）」に改め、同条第一項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「の規定により同項」を「（法第二百二十条第二項及び第二百二十条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第二百十七条第二項」に、「提供」を「提供し、又は通知」に、「顧客」を「事項の提供又は通知の相手方」に、「以下この条」を「次項」に、「又は電磁的方法」を「又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）」に改め、同条第二項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「顧客」を「相手方」に、「書面又は電磁的方法」を「書面等」に改め、「提供」の下に「又は通知」を加え、同条を第三十一条とする。

第十条の二中「に規定する政令」を「の政令」に改め、同条第一号中「受託契約（法第二百十四条第二号に規定する受託契約をいう。以下この条において同じ。）」を「商品取引契約」に改め、同条第二号中「受託契約」を「商品取引契約」に改め、「この条」の下に「、次条及び第三十六条」を加え、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三　商品取引契約に基づく取引（法第二条第三項第四号に掲げる取引にあつては同号の権利を行使することにより成立する同号イからホまでに掲げる取引をいい、同条第十四項第四号に掲げる取引にあつては同号の権利を行使することにより成立する同号に規定する金銭を授受することとなる取引をいう。第三十六条第三号において同じ。）の額（取引の対価の額又は約定価格若しくは約定数値に、その取引の件数又は数量を乗じて得た額をいう。同号において同じ。）が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金等の額を上回る可能性がある場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該取引の額が当該取引証拠金等の額を上回る可能性がある旨

ロ　当該取引の額の当該取引証拠金等の額に対する比率（当該比率を算出することができない場合にあつては、その旨及びその理由）

四　商品市場における相場その他の商品の価格又は商品指数（次条及び第三十六条第四号において「商品市場における相場等」という。）に係る変動により商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合には、その旨及びその理由

第十条の二を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。